

米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める 条例

平成17年3月31日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第4項の規定に基づき、法第244条第1項の規定により市が設置する公の施設(以下「市の施設」という。)の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合における指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる施設)

第2条 指定管理者に管理を行わせることができる市の施設は、当該市の施設の管理に関する事項を定める条例の定めるところによる。

(公募)

第3条 市長は、市の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募しなければならない。

2 前項の規定による公募(次項及び第8条第1項において単に「公募」という。)は、次に掲げるもののうち2以上の方法により行うものとする。

- (1) 新聞への掲載
- (2) 市が発行する広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の掲示場への掲示

3 市長は、公募を行うに当たっては、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 管理を行わせる市の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う市の施設の管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前年度(4月1日から6月30日までの間に公募を行う場合は、前々年度)における当該市の施設の利用者数、決算その他運営状況

(指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市長が定める期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 管理を行おうとする市の施設の名称

2 前項の申請書には、事業計画書、収支予算書その他規則で定める書類（第7条第2項及び第8条第2項において「事業計画書等」という。）を添付しなければならない。

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 破産者で復権を得ないもの
 - イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

（指定管理者の候補者の選定の基準）

第6条 市長は、第4条の規定による申請（以下「指定申請」という。）があったときは、次に掲げる基準によって当該指定申請の内容を審査し、当該指定申請を行った法人等のうちから、当該指定申請に係る市の施設の指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第4条第2項の事業計画書（以下この項において単に「事業計画書」という。）による当該市の施設の運営が、当該市の施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該市の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該市の施設の管理の業務（以下「管理業務」という。）に係る経費の節減を

図るものであること。

(3) 当該指定申請を行った法人等が、事業計画書に沿った当該市の施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する選定委員会の意見を聴かななければならない。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 市長は、指定申請を行う法人等がないとき、又は指定申請を行った法人等について前条第1項各号に掲げる基準のいずれにも該当するものがないときは、当該市の施設の設置の目的を効果的に達成することができるものとして市長が認める法人等(次項において「認定法人等」という。)を、当該市の施設に係る指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により認定法人等を指定管理者の候補者として選定する場合においても、市長は、当該認定法人等と協議の上、当該認定法人等に対し事業計画書等の提出を求め、前条第1項各号に掲げる基準に照らし総合的に判断するものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定)

第8条 市長は、市の施設の設置の目的を効果的に達成するためには当該市の施設の管理を特定の法人等に行わせる必要があると認めるときは、公募によらないで、当該特定の法人等を当該市の施設の指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により特定の法人等を指定管理者の候補者として選定する場合においても、市長は、当該特定の法人等に対し、事業計画書等の提出を求めなければならない。

3 第6条第2項の規定は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(指定等の公示)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その都度、その旨及び規則で定める事項を公示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲)

第10条 市の施設において指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、当該市の施設の管理に関する事項を定める条例に定める。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、法第244条の2第7項の規定により作成する事業報告書を、毎年度終了後30日以内(同条第11項の規定により指定を取り消された場合においては、当該指定を取り消された日から30日以内)に、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該年度(法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合においては、当該指定を取り消された日まで)における次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 当該市の施設の利用状況

(3) 使用料又は利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。)の収入の実績

(4) 管理業務の実施に係る収支状況

(情報の公開)

第12条 指定管理者は、米子市情報公開条例(平成17年米子市条例第22号)の趣旨にのっとり、その管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 市長は、指定管理者に対し、その管理業務に関して取り扱う個人情報(米子市個人情報保護条例(平成17年米子市条例第23号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を保護するために当該指定管理者が講ずるべき必要な措置を明らかにしなければならない。

2 指定管理者は、その管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市長と同様の責務を負うものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者若しくは指定管理者であった法人等又は管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、管理業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(米子市指定管理者候補者選定委員会)

第14条 第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定に当たっての公正性及び透明性を確保するため、米子市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、市長が指定管理者の候補者として選定しようとする法人等がその対象となる市の施設の管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第15条 市の施設のうち教育委員会が所管するものに関してこの条例を適用する場合には、この条例の規定(前条第3項を除く。)中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める 条例施行規則

平成17年3月31日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書)

第2条 条例第4条第1項の申請書の様式は、別記様式第1号に定めるとおりとする。

(申請書の添付書類)

第3条 条例第4条第2項の事業計画書の様式は、別記様式第2号に定めるとおりとする。

2 条例第4条第2項の収支予算書の様式は、別記様式第3号に定めるとおりとする。

3 条例第4条の規定による申請を行う法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、第1項の事業計画書又は前項の収支予算書（以下この項において「事業計画書等」という。）の要件を満たす書類を作成した場合は、前2項の規定にかかわらず、当該書類をもって事業計画書等に代えることができる。

第4条 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）

(2) 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録

(3) 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類

(公示事項)

第5条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる同条の規定により公示を行う事由に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定管理者の指定をしたとき。次に掲げる事項

ア 指定管理者が管理を行う市の施設の名称

イ 指定管理者としての指定を受けた法人等の名称

ウ 当該市の施設において指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

エ 指定をした年月日

オ 指定の期間

(2) 指定を取り消したとき。次に掲げる事項

ア 指定の取消しにより指定管理者による管理を行わないこととなった市の施設の名称

イ 指定管理者としての指定を取り消された法人等の名称

ウ 指定を取り消した年月日

(3) 業務の停止を命じたとき。次に掲げる事項

ア 指定管理者による業務を停止した市の施設の名称

イ 指定管理者としての業務の停止を命ぜられた法人等の名称

ウ 停止を命じた業務の範囲

エ 停止を命じた年月日

オ 停止の期間

(事業報告書)

第6条 条例第11条第1項の事業報告書の様式は、別記様式第4号に定めるとおりとする。

(経営の状況に関する報告)

第7条 指定管理者は、毎年度、市長の定める期間内に、その経営状況を説明する書類を市長に提出しなければならない。

(選定委員会の組織)

第8条 米子市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第9条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 選定委員会は、委員長及び副委員長を除く委員の半数以上(委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けているときは、副委員長及び副委員長を除く委員の半数以上)が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

- 5 会議の議事は、出席委員（当該議事に関し前項の規定に該当する委員があるときは、当該委員を除いた出席委員）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

年 月 日

指定申請書

米子市長 様

申請者 名称
所在地
代表者氏名 印
連絡先(電話番号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けたいので、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例(平成17年米子市条例第26号)第4条第1項の規定により申請します。

管理を行おうとする市の施設の名称

米子市

添付書類

- 1 当該市の施設の管理業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等の写し)
- 3 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類

様式第 2 号（第 3 条関係）

<p>（市の施設の名称）の管理業務に関する事業計画書</p>
<p>〔施設の管理業務に対する基本方針〕</p>
<p>〔指定管理者の指定を申請した理由〕</p>
<p>〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕</p>

〔施設の管理業務に係る職員体制〕

1 管理体制（組織図・職員数）

2 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

3 緊急時の対応

（1）防犯、防災に対する態勢

（2）その他の緊急事態に対する態勢

〔情報の公開を行うための措置〕

〔個人情報を保護するための措置〕

〔施設の運営に関する事項〕

1 自主事業計画

別紙自主事業計画書記載のとおり

2 使用者・利用者に対するサービス向上策

3 使用者・利用者の要望の把握及びその実現策

4 経費節減のための方策

5 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務

自主事業計画書（ 年度）		
事業名	目的・内容	実施時期・回数

注 指定の期間の各年度について作成すること。

様式第3号（第3条関係）

（市の施設の名称）の管理業務に関する収支予算書（年度）			
収 入（千円）		支 出（千円）	
項 目	金 額	項 目	金 額
合 計		合 計	

注 指定の期間の各年度について作成すること。

